

対応はお済みですか？ 「改正」建築物省エネ法

2021年4月から 改正建築物省エネ法が完全施行されています

省エネ基準適合義務の対象を300㎡以上の非住宅建築物に拡大

300㎡未満の住宅等では建築士が建築主へ省エネ性能の説明義務化

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（「改正」建築物省エネ法）が、昨年4月から完全施行しています。改正の趣旨を再認識し、義務の徹底を図りましょう。

改正の大きなポイントは、省エネ基準への適合義務化の対象が、これまでの延べ面積2,000㎡以上から300㎡以上に引き下げられました。また300㎡未満の小規模住宅・建築物については建築士から建築主への省エネ性能に関する説明義務が課せられています。

適合義務対象において、省エネ基準に適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備等を怠った場合、確認済証や検査済証が発行されず、着工や開業が遅延する恐れがありますのでご注意ください。

2030年の温室効果ガス排出量を13年比で46%削減するとした気候変動問題に関する国際的な枠組み「パリ協定」における我が国の削減目標に向け、建築物における一層の省エネ性能の向上を目指しましょう。

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）室

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議では、産業界等に向けた具体的な周知、協力を要請しています。建設産業界に関連したのものとしては以下の通りです。

建築物省エネ法に基づく建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による確かな熱負荷の低減を行う。その際、改正建築物省エネ法（左記事参照）に適切に対応すること。

また、2030年を目指すべき住宅・建築物の姿としては、新築についてはZEH・ZEB基準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建て住宅の6割で太陽光発電設備の導入を目指す（脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会）としている。

この目標実現に向け、ZEHデベロッパやZEBプランナーは特に地方公共団体に対してZEH・ZEB化の検討を働きかける。また住宅・ビル等の販売・賃貸事業者はエネルギー消費性能を表示するよう努めること【図1】。ZEH-Mマーク、ZEBマーク【図2】等を活用し光熱費低減等のメリットを積極発信すること。

（参考・ZEH-M設計ガイドラインhttps://sii.or.jp/zeh/zeh_guideline.html）
（参考・ZEB設計ガイドラインhttps://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html）



【図1】ガイドラインに基づく第三者認証の例

【図2】ZEH-Mマーク、ZEBマーク

建築物（非住宅）

◎ 適合義務制度 改正内容

現状の2,000㎡以上の大規模建築物に加え、300㎡以上の中規模建築物を対象を拡大

- 300㎡以上の建築物については、建築確認（省エネ適判）や完了検査において、省エネ基準への適合等の審査を受ける必要があります。
- 適合義務対象において省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備等を怠った場合、確認済証や検査済証が発行されず、着工や開業が遅延する恐れがあります。

	改正前	改正後
大規模 (2,000㎡以上)	◎ 適合義務	◎ 適合義務 建築確認（省エネ適判）や完了検査において、省エネ基準への適合等の審査
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	☞ 届出義務	☞ 届出義務
小規模 (300㎡未満)	—	☺ 説明義務

住宅

☺ 説明義務制度 新たに創設

- 300㎡未満の小規模住宅・建築物の設計に際して、建築士から建築主に対して、以下の内容について書面で説明を行うことが義務付けられます。
 - 省エネ基準への適否
 - （省エネ基準に適合しない場合）省エネ性能確保のための措置
- 300㎡未満の共同住宅や小規模店舗等も対象となります。
- 建築主に交付する説明書面は、建築士事務所の保存図書に追加されます。

	改正前	改正後
大規模 (2,000㎡以上)	☞ 届出義務	☞ 届出義務 審査手続きの合理化を通じて、指示・命令等の監督の実施を重点化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	☞ 届出義務	☞ 届出義務
小規模 (300㎡未満)	—	☺ 説明義務
住宅TR制度※	建売住宅 ※住宅トップランナー制度 大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準（省エネ基準を上回る基準）の達成を誘導する制度	建売住宅 注文住宅 対象拡大 賃貸アパート

第6次エネルギー基本計画

2020年10月26日に菅内閣総理大臣（当時）により表明された2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、「第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）」が策定されました。この中で、住宅・建築物の省エネルギー対策としては、

- 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年までに義務化する。
- 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

とされています。また、太陽光発電の住宅・建築物への更なる導入拡大として、

- 2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。
- 新築の庁舎その他政府の新設する建築物について、新築における太陽光発電設備を最大限設置することを徹底するとともに、既存ストックや公有地等において可能な限りの太陽光発電設備の設置を推進するなど、国も率先して取り組む。とされています。

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

東北支部

支部長 小林 照和

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5-22 宮城県工事業協会5F
TEL.022(262)2318 FAX.022(215)4801

ひと・すまい・まち 輝く未来 私たちは宮城のために

一般社団法人 宮城県建築士事務所協会

- 宮城県指定建築士事務所登録機関 ●建築士法定講習実施機関
- 宮城県地域型復興住宅推進協議会

会長 高橋 清秋

〒980-0011 仙台市青葉区上杉2丁目2-40 宮城県建築設計協会
TEL.022(223)7330 FAX.022(223)7319
E-mail jimukyoku@mijajikyoo.com URL <https://mijajikyoo.com>

Izumi System Planning

快適で安心な社会ストックの形成に貢献する

株式会社 鰐設計

仕事を通じ未来の地球環境に貢献する

IZUMIグループ

株式会社 イズミシステム設計 <https://izumi-system.co.jp/>
株式会社 鰐設計 <https://www.wanisekkei.co.jp>

地域とつながり、未来へつなげる。

総合設備エンジニアリング企業
株式会社 ユアテック
<http://www.yurtec.co.jp/>

本社 / 仙台市青葉区福岡4丁目1-1 〒983-8622 TEL.022-296-2111
東京本部 / 東京都千代田区大手町2丁目2-1 〒100-0004 TEL.03-3243-7111
支社 / 青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・新潟・北海道・東京・横浜・大阪
*ユアテックは「ユアテックスタジアム仙台」のネーミングライツパートナーです。

福島県総合設備協会

会長 大槻 博太

福島市松浪町9-6(福島県電設業協会内)
TEL.024(533)6226代 FAX.024(533)6235

Kaneka カガクでネガイをカナエル会社

長く住む家を ずっと快適に
カネライトフォーム
カネカケンテック株式会社
東北営業所：仙台市青葉区一番町4-6-1
022-722-2901

空気調和・衛生・環境設備・設計施工

Atmax 株式会社 アトマックス
代表取締役 佐々木 修
仙台市青葉区木町通1丁目2-4
TEL.022(262)3331 FAX.022(262)3336
U R L:<http://www.atmax.co.jp/>
E-mail:info@atmax.co.jp

空気調和・給排水衛生設備工事 ダクト工事 産業機械開発
株式会社 内藤工業所
〒963-8861 福島県郡山市鶴見町1丁目14番5号
TEL.024(923)1800 FAX.024(923)1839
<http://kougyou.nk-g.co.jp/>